

## 草取り及び清掃業務仕様書

### 1 委託業務名

豊橋市民病院草取り及び清掃業務

### 2 委託業務場所

豊橋市青竹町字八間西50番地 豊橋市民病院ほか豊橋市民病院が管理する敷地内

### 3 契約期間

契約を締結する日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容等

#### (1) 業務内容

- ①豊橋市民病院敷地内の緑地帯植込みの中の草取り及び芝刈り
- ②豊橋市民病院敷地内の庭木への散水業務
- ③豊橋市民病院敷地内駐車場及び植込みの中の清掃
- ④業務報告書の提出（実施場所報告及び予定場所通知含む）

#### 【基本業務量】（別紙図面参照）

業務名	面積	回数／年
植込み草取り	1,097㎡	12回
屋根付き通路清掃	340㎡	216回
芝生管理	6,396㎡	2回
調整池周辺草刈り	972㎡	5回
病院外周草刈り	1,284㎡	7回
外部駐車場草刈り	4,448㎡	2回

#### (2) 業務日・時間

契約期間中の豊橋市民病院の診療日を業務日とし、業務日数の合計は216日以上とする。なお、業務日の午前8時から午後3時まで（昼休憩の1時間を除く。）を業務時間とするが、申出により変更できるものとする。

### 5 業務従事者

会員とする。

### 6 経費の負担

業務履行に必要な備品・器具等は、原則、受託者が負担する。

## 7 業務の履行及び指揮命令

- (1) 業務は、市（病院）職員等と混在し、又は同一業務を協同して遂行する形態では履行しない。
- (2) 業務の指示は、受託者の直接指示又は業務命令により業務を履行する。

## 8 報告書の提出

委託契約後、速やかに従事する人員について、当院に報告すること。

作業終了後、月ごとに報告（上記4（1）外部駐車場の草取りについては業務実施前・業務実施後の写真を撮ること）を行うこと。

## 9 その 他

業務仕様書に定めるものの他はその都度協議するものとする

人的物的事故が発生しないように最大限注意すること

受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。

刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。

前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育\*を実施し、報告すること。除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。

作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。

除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

建設工事保険等の加入について

保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。

保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。

保険契約後は証券の写しを提出すること。